

令和元年度秋田市社会福祉審議会第1回地域福祉専門分科会

日 時：令和元年7月9日（火）

午後1時30分から

会 場：秋田市役所5階 第2委員会室

次

第

1 開 会

2 委員紹介

3 定足数の確認

4 専門分科会長あいさつ

5 議 事

(1) 副専門分科会長の指名

(2) 第3次秋田市地域福祉計画の実績および第4次秋田市地域福祉計画の主な
取組予定について

(3) 秋田市無料低額宿泊所の設備および運営に関する基準を定める条例の制定について

(4) その他

6 閉 会

社会福祉審議会 地域福祉専門分科会委員名簿

(12名)

番号	氏名	団体名	団体における職名	備考
1	原 義彦	国立大学法人秋田大学大学院教育学研究科	教授	専門分科会長
2	阿部 一哉	秋田市老人福祉施設連絡協議会	会長	新任
3	上村 清正	秋田市保育協議会	副会長	
4	宇佐見 昭一	中央地域づくり協議会	会長	
5	遠藤 善衛	秋田市ボランティア連絡協議会	会長	
6	尾野 恭一	国立大学法人秋田大学医学部	学部長	
7	黒崎 義雄	社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会	会長	新任
8	進藤 香代子	秋田県知的障害者福祉協会	監事	
9	土肥 良三	秋田市民生児童委員協議会	会長	
10	船木 孔	秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会	幹事	
11	蓬田 興信	社会福祉法人グリーンローズ	業務執行理事	
12	渡邊 剛	秋田経済同友会	常任幹事	

社会福祉審議会地域福祉専門分科会
事務局出席者名簿

所 属	職 名	氏 名
福祉総務課	室 長	齋 藤 ひかる
地域福祉推進室	参 事・兼障がい福祉課参事	鎌 田 隆 広
	副参事・兼長寿福祉課長補佐	三 浦 芳 人
	副参事・兼介護保険課長補佐	高 橋 恵 子
	副参事・兼子ども総務課長補佐	大 淵 純 子
	副 参 事	加 藤 悟
	主席主査	進 藤 靖
	主 査	永 井 歩
	主 査	佐々木 淳 尊
	保護第一課	課 長
課長補佐		田 中 真 人
主席主査		鈴 木 大

第 3 次秋田市地域福祉計画の実績について

1 全体の進捗状況

平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年を計画期間とした第 3 次秋田市地域福祉計画については、平成 30 年 6 月に開催した本分科会において、平成 29 年度末の実績をもとに、計画終了時点（平成 31 年 3 月末）の見込について進捗状況を報告しておりました。

同計画は、平成 30 年度末で計画期間が終了したことから、最終の実績をまとめたところ、見込から 2 項目の評価が変わっておりますが、それ以外の評価は変動がないことから、全体的にはおおむね順調に進捗したものととらえております。

評価	平成 30 年 6 月報告（見込）		令和元年 7 月報告（実績）	
	実数	割合（%）	実数	割合（%）
A	29	31.5	31	33.7
B	62	67.4	60	65.2
C	1	1.1	1	1.1
計	92	100.0	92	100.0

【評価基準】

等級	評価	例
A	十分な成果を上げた	8 割以上の成果を上げた、事業期間中に見直しを行い現在は十分な成果を上げている、十分な成果を上げ事業が終了した、など
B	一定の成果を上げた	4 ～ 7 割程度の成果を上げた、一部課題や取組が不十分な事項があり一部見直しを行いながら事業を進めていく必要がある、など
C	内容の見直しが必要	あまり成果が上がっておらず、廃止を含め、事業の抜本的な見直しが必要である、など

2 評価を変更した取組

取組	変更前	変更後	理由
公民館等における世代間交流事業の推進 (2-4-1)	B	A	事業参加者数の実績値が目標値に対し8割を超えていたため。 世代間交流事業参加者数 目標値… 1, 308人 実績値… 1, 269人 達成状況97%
都市公園のバリアフリー化 (4-12-4)	B	A	秋田市子ども・子育て未来プラン、および秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画での目標値を達成したため。 ○秋田市子ども・子育て未来プラン バリアフリー化した園路・広場 目標値… 125か所 実績値… 136か所 達成状況109% ○秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画 バリアフリー化した都市公園 目標値… 103公園 実績値… 127公園 成果123%

第 4 次秋田市地域福祉計画の主な取組予定について

※「頁」は、第 4 次秋田市地域福祉計画報告書でのページ

取組	今年度当初予算の概要	頁
エイジフレンドリーパートナーづくり推進事業 (1-1-5)	秋田市と連携してエイジフレンドリーシティの実現に向け取組を行う事業者・団体等を「エイジフレンドリーパートナー」として登録し、民間サイドからのエイジフレンドリーシティ実現に向けた取組を推進する。 (967千円) ・エイジフレンドリーパートナー研修会の開催 ・パートナーPRポスターの作成	59
高齢者生活支援体制整備事業の推進 (1-2-7)	市全域および各地域包括支援センター圏域において、生活支援サービスの担い手養成や発掘、地域資源の開発、関係者間のネットワーク構築などにより、高齢者を含めた地域住民の自助・互助やボランティアなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築する。 (65,345千円) ・生活支援コーディネーターの配置 地域のニーズと資源の見える化、関係者への働きかけ、ネットワーク化などのコーディネートを行う。 ・協議体の設置 生活支援コーディネーターと関係者が参加し、会議等による定期的な情報共有や連携強化を通して、生活支援コーディネーターの活動を補助する。	63
地域まちづくり推進事業 (2-3-8)	市民サービスセンターを拠点に、各地域づくり組織とセンターが中心となって、地域の課題や特性について地域住民と一緒に考え、住民主体で特色ある地域まちづくりを実践する。 (1,436千円)	69
子どもの貧困対策の推進 (3-5-16)	子どもの貧困対策を推進するため、外部の関係機関や支援団体等で組織するネットワーク会議を開催し、連携体制の構築と強化を図るとともに、実効性のある取組等について検討する。 (358千円)	82
高齢者生活支援情報提供事業 (3-6-8)	高齢者の暮らしに役立つインフォーマルサービス(介護保険等の公的サービス以外のサービス)等に関する情報を集約・発信し、高齢者をはじめとするすべての市民が、生活支援に関わる多様なサービス情報を得やすい環境を整備する。 (1,876千円) ・作成部数 20,000部 ・生活支援サービスや空き家管理情報等のほか、医療機関および行政情報を掲載	89

秋田市無料低額宿泊所の設備および運営に 関する基準を定める条例の制定について

1 条例制定の背景について

社会福祉法に規定されている無料低額宿泊所および類似の「無届施設」の中には、劣悪な施設に生活保護受給者等を住まわせるなど、いわゆる「貧困ビジネス」と考えられる施設がみられる。

しかし、現行の無料低額宿泊所に対する規制は、厚生労働省社会・援護局長通知によって基準が示されているのみであり、法的拘束力がないなどの課題がある。

そこで国は、昨年6月に社会福祉法および生活保護法を改正し、無料低額宿泊事業を行う施設の最低基準を設け、「貧困ビジネス」への規制を強化するとともに、単独で居宅生活が困難な生活保護受給者への日常生活上の支援をそのような施設に委託できる仕組みを創設し、施行日を令和2年4月1日としたところである。

このことから、施行日までに、都道府県等（中核市を含む）においては無料低額宿泊事業を行う施設について、居室面積や構造設備、職員配置等に関する基準を定める条例を制定する必要があるものである。

2 無料低額宿泊所の概要について

(1) 根拠法令

社会福祉法（改正法：平成30年6月8日公布）

(2) 定義

社会福祉法上の第二種社会福祉事業のうち、「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」に供するとして開設された施設。

(3) 主な法改正内容

- ・ 事前届出制の導入
- ・ 施設の設備や運営等について最低基準の創設
- ・ 最低基準を満たさない場合の改善命令の創設

(4) 入居者への主なサービス

居住の場の提供、見守り、生活相談、食事提供等のサービス

(5) 入居者の退所に係る支援

日常生活が困難となった場合は、本人の希望を聴取し、福祉事務所等の関係機関と連携し、適切な他のサービスを受けられるように支援に務める。

3 条例の骨子について（別紙）

- (1) 無料低額宿泊所の事業範囲
- (2) 居室面積
- (3) 構造設備
- (4) 職員配置

4 無料低額宿泊所に入居することが想定される方について

全国的にみて、現行の無料低額宿泊所等の入居者は、約9割が生活保護受給者である。

本市においては、社会福祉施設の入居要件を満たさない生活保護受給者が入居する可能性があるとして想定される。具体的には、若年性認知症、認知症の後期高齢者、アルコール依存症、賃貸住宅の退去を余儀なくされた方、ホームレス状態にある方などである。

5 今後の主なスケジュール

令和元年	7月 9日	秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会で説明
	7月中	厚生労働省令発出後本市条例案作成
	8月中	条例案を社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員に送付し、ご意見を伺う。
	9月10日	市内社会福祉法人およびNPO法人等を対象とした説明会を開催し、無料低額宿泊所設置の意向を確認するとともに、条例に関するご意見も併せて伺う。
	11月下旬	議会において条例案提出
令和2年	4月 1日	条例施行

条例の骨子について

1 無料低額宿泊所の事業範囲

- (1) 次のいずれかの事項に該当していること。
 - ア 入居の対象者を生計困難者に限定していること（生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合も含む。）。
 - イ 入居者の総数に占める生活保護受給者の割合が概ね 5 割以上であり、居室の利用に係る契約が賃貸借契約以外の契約であること。
 - ウ 入居者の総数に占める生活保護受給者の割合が、概ね 5 割以上であり、利用料（居室使用料および共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること。
- (2) 居室使用料が無料又は生活保護法に規定する住宅扶助基準額以下であること。

2 居室面積

- (1) 1 つの居室の床面積は、収納設備等を除き、7.43 m²以上。ただし、地域の事情によりこれにより難しい場合は、4.95 m²以上であること。
- (2) 1 居室の定員は 1 人。ただし、配偶者等と同居する等、2 人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。

3 構造設備

- (1) 配置、構造および設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項および防災について十分考慮されたものであること。
- (2) 建築基準法の規定を遵守するものであること。
- (3) 消防設備は、消防法の規定を遵守するものであること。
- (4) 消火器の設置、自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。
- (5) 設置しなければならない設備
居室、炊事設備、洗面所、トイレ、浴室、洗濯室又は洗濯場

4 職員配置

- (1) 施設長 1 名
資格要件・・・次のいずれかに該当する者
 - ア 社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者
 - イ 社会福祉事業等に 2 年以上従事した者
 - ウ ア又はイと同等以上の能力を有すると認められる者
- (2) 職員 入居者数および提供するサービス内容に応じた適当数
資格要件・・・できる限り社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者とするよう務めるものとする。
- (3) 施設長および職員その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。